

○3番（菊池勝美議員） 3番菊池勝美でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。今回は防災対策について、それから有害鳥獣対策についてを質問させていただきます。

最初に、防災対策についての集中豪雨時等の対応について、4点についてお伺いをいたします。

1点目は、市内への雨量計の設置状況についてお伺いをいたします。

5月1日から5月31日まで、先月は水防月間であり、その中で5月26日には当市が会場となり、4市1村による久慈川水系連合水防訓練が開催されたところでございます。これらはまもなく梅雨入りが予想され、ゲリラ豪雨や台風等が想定される中、水防団員の災害に対する各種訓練など機敏な訓練態度を拝見いたしまして、1つの安心感を覚えたところでございました。

さて、茨城県内におきましては、平成27年9月の鬼怒川の決壊により、常総市が甚大な被害に見舞われたことは皆様方、記憶に新しいものであると思います。また、当市におきましても昨年7月25日の集中豪雨や、9月には台風18号、さらに10月には台風21号、22号等々の被害に見舞われたものでございました。

そこで、昨年7月の集中豪雨でございますが、私の住んでいる金砂郷地区の最北端でございます上宮河内町でも集中豪雨に見舞われたわけでありまして。その後、どれぐらいの雨量だったのか金砂郷支所に問い合わせをしましたところ、金砂郷支所には現在、雨量計は設置していないため把握できていないという回答でございました。当時の担当職員の方も南部地区在住ということですので、市内全域の状況把握や避難勧告、避難指示等々には、雨量計というものは最低限必要ではないかなと思います。そういうことで、市内における雨量計の設置場所や設置者についてお伺いをいたします。

2点目は、危険箇所等の点検状況についてお伺いをいたします。

浅川の現状を見てみますと、河川敷への竹の繁茂、それら竹に上流からの流木等が引っかかりまして、また、長年にわたっての土砂などの堆積により流れをとめ、いわゆる堰となって越水してしまうと、このような状況を河川管理者は巡視をされているのか、さらに把握をされているのかどうかお伺いをいたします。

3点目は、河川管理者との協議についてお伺いをいたします。

今、2点目で申し上げましたように、危険箇所の点検状況を踏まえての河川管理者との協議についてお伺いをいたします。現在の河川敷における竹の状況は今も申し上げましたが、災害を未然に防ぐためには、河川敷の竹などの撤去、それから堆積した土砂などの撤去が必要不可欠であると認識をいたしておるわけでありまして。これらは各町会からの要望もそれぞれあるとは思いますが、これら各町会からの要望についての対応についてお伺いをいたします。

4点目は、昨年7月の被災地の状況についてお伺いをいたします。

冒頭申し上げました昨年7月の被災地の状況についてであります。あのときは近年まれに見るような集中豪雨でありました。特に金砂郷地区の北部地区、それから浅川流域の被害が甚大なものであったと考えられます。被災状況、それから復旧状況等についてお伺いをいたします。

続きまして、有害鳥獣対策の中のイノシシ対策についてであります。近年大変被害が拡大して

いるであろうというイノシシの被害や、それらに対する対策等について4点お伺いをいたします。

現在イノシシは、我々の生活を脅かしているといっても過言ではないと思います。私もいろんな方とお話をする機会がございまして、特に山間地域の方の話によりますと、「常陸太田市では少子化・人口減少対策を最重要課題として取り組んでおられるそうですね。学校も閉校、廃校になっているのだから、これはまことに当然な話だと思う。しかしイノシシも山間地域の間人にとっては大変死活問題なんだよ」という話をよく聞くことがあります。15年、20年ぐらいまでは、イノシシにやられたということで非常に残念がって、地域の中では一時は話題になっていた時期もありました。しかしここ数年、「また来たわ」ということで終わってしまって、本当にあきらめになっている、そういう状況であります。

そこで1点目は、生息数及び捕獲頭数の推移についてお伺いをいたします。

イノシシは県内では主に県北、県央及び筑波山周辺に生息をしていると言われており、生息数は、平成12年度には推定で約1万頭と言われておりましたが、その数は年々増加傾向にあると言われております。そのような状況の中で、まず生息数についてお伺いをいたします。また、現在も年間を通じてわなや猟銃によるイノシシ捕獲を実施されており、市当局及び有害鳥獣捕獲隊の方には敬意を表するものであります。特に有害鳥獣捕獲隊の皆さんには、日常の仕事をお持ちの上での捕獲作業であり、感謝を申し上げたいと思っております。そこで、茨城県及び本市における捕獲頭数の推移についてお伺いをいたします。

2点目に、被害状況の推移についてお伺いをいたします。

山間地域におきましては、野菜畑などはイノシシの被害にあってから一、二年は電気柵などで対応してはいたけれども、高齢のため電気柵設置も容易ではないと、そういう状況から耕作放棄地となっていくケースが増えている状況であります。さらに被害地域も拡大し、また、都会の住宅地まで出没する、場合によっては人間が襲われてけがをするという昨今でございます。被害状況の推移についてお伺いをいたします。

3点目に、今後の被害対策についてお伺いをいたします。

イノシシの増、被害拡大に伴い、本市においても電気柵購入時の助成やわな免許取得時の助成等々取り組まれておりますが、これら内容についてお伺いをいたします。

4点目に、今年3月に施行されました茨城県イノシシ等による被害防止対策に関する条例、これの概要と当市の連携、対応についてであります。報道によりますと、内容としては県の責務や市町村などの役割等々がうたわれておりますが、これらの内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

以上で1回目の私の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 防災対策についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の集中豪雨時の対応についてのご質問で、雨量計の設置状況についてお答えをいたします。

現在、河川の水害情報などのデータをリアルタイムに提供する雨量計の設置につきましては、市内に14カ所ございます。地区別で申し上げますと、常陸太田地区5カ所、金砂郷地区1カ所、水府地区4カ所、里美地区4カ所となっております。設置主体別に申し上げますと、気象庁2カ所、国土交通省常陸河川国道事務所4カ所、茨城県常陸太田工事事務所7カ所のほか、常陸太田市消防本部に1カ所となっております。金砂郷地区の1カ所につきましては、中野町に気象庁が設置したものでございます。これらの雨量計の情報につきましては、気象庁や国、県のホームページで随時更新されておりました、どなたでも情報入手が可能となっております。

集中豪雨災害発生に係ります情報手段といたしましては、これらの実際の降雨量を計測いたします雨量計のほか、高鈴山に国土交通省が設置いたしましたレーダー雨量観測所が平成10年から運用を始めておりました、半径120キロメートルの範囲でレーダー観測が行われております。気象庁のレーダーとともに、雨雲の動きや雨量の変化について、予測も含めまして気象庁などのホームページで提供されておりました、今後の天気の変化を知る上では大変重要な役割を果たしているところでございます。

続きまして、2点目の危険箇所等の点検状況についてお答えいたします。

市内の各河川につきましては、おのこの管理者が定期的に危険箇所が発生していないか点検を行っているところでございますが、その一方で、出水期を前にいたしまして特に洪水のリスクの高い区間につきましては、河川管理者、市、消防本部が地元の町会長などとともに巡視と点検をあわせて行っております。

これまでは国管理の河川だけでしたが、平成28年に岩手県におきまして中小河川が氾濫し、高齢者施設が浸水いたしまして被害を受けたことなどから、国は水防災意識社会の再構築の取り組みを加速させることといたしまして、県の管理河川についても水害時のリスク情報等を地域と共有するという方針を示しまして、本年度からは県の管理河川につきましても合同の巡視、点検を行っているところでございます。

これらの巡視、点検では、堤防がない無堤区間のほか、堤防高、あるいは堤防断面の不足によりまして重要水防箇所に指定されております区間を共同で点検しながら、河川管理者から今後の改修計画や出水時の対応策などについての説明を受け、出水時の巡視や水防活動が円滑に行えるよう情報の共有を図っているところでございます。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 集中豪雨時の対応の3点目及び4点目のご質問にお答えいたします。

まず、3点目の河川管理者との協議についてでございます。

国及び県の管理する河川につきましては、先ほど総務部長から答弁のありました危険箇所の合同巡視や河川管理者ごとに主催されます整備計画連絡協議会などの場での協議結果を踏まえまして、当市が事務局となっております久慈川流域の関係市町村で構成されます久慈川改修期成同盟会において、久慈川の堅磐、下土木内地区での河道掘削により断面不足の解消や、里川の田渡地区改修工事、浅川の大方地区改修工事など、久慈川水系各河川の改修について要望活動を行い、

この結果、堅磐、下土木内地区について国土交通省により事業が進められております。また、この事業効果は、上流の中小河川の流下能力の向上にも寄与していると言えます。

その他個別地域の箇所におきましても、関係する町会から河道内の竹木の撤去、堆積した土砂の除去等の要望に基づきまして、市の意見書を付して各河川管理者に進達しております。

続きまして、4点目の昨年7月の被災状況についてお答えいたします。

河川の水圧により木橋の橋面が崩壊した箇所が1件、橋梁の上流側の張りブロックが崩壊した箇所が1件、市が管理者であります赤土川ののり面が崩れた箇所が1件の合計3件を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づきまして国への申請、査定を経まして復旧工事を行いました。また、その他道路ののり面や路肩の崩壊、橋梁に押し寄せられました流木の撤去など、合計31件の被災があり、市の単独事業として復旧工事を行いました。復旧状況といたしましては全て完了してございます。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 インシシ対策についての4点のご質問にお答えいたします。

初めに、生息数及び捕獲頭数の推移についてでございますが、まず、生息数は個体数の季節変動や年変動が大きく自然増加率も年次変動することなどから推定が非常に難しいこととされておりますが、県では環境省のガイドラインや一般財団法人自然環境研究センターへの委託などにより県内の生息数を推定してきておりまして、最新では平成27年度末の推定値として3万1,990頭とし増加傾向にあるとございます。

なお、生息地としては、八溝山塊北部、久慈山地南部、筑波山麓北部などの地域で生息域が拡大しているとしてございます。

次に、捕獲頭数の推移についてお答えいたします。

狩猟と捕獲隊などによる許可捕獲を合わせまして、茨城県全体では、平成26年度が5,685頭、平成27年度が6,069頭、平成28年度が8,117頭と推移し、本市では、平成26年度が996頭、平成27年度が951頭、平成28年度が1,322頭、平成29年度が1,254頭と推移してございます。

なお、平成29年度において捕獲頭数が多い地区は、金砂地区155頭、誉田地区141頭、世矢地区118頭、佐都地区116頭となっております。

次に、被害状況の推移についてお答えいたします。

本市における過去4年間の被害面積及び被害額は、平成26年度は、被害面積が約339アール、被害額約899万4,000円、平成27年度は、被害面積が約256アール、被害額約445万8,000円、平成28年度は、被害面積が約314アール、被害額約562万1,000円、平成29年度は、被害面積が約281アール、被害額約430万円と、平成26年度をピークに減少傾向にございまして、これまでの有害鳥獣対策で一定の効果があったものではないかと考えてございますが、依然として被害が多発している状況ではございます。

次に、今後の被害対策についてでございますが、引き続き市捕獲隊への年間を通じた捕獲業務

委託と国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用した捕獲者への助成、電気柵などの購入費助成、狩猟期における捕獲助成、わな免許取得助成、これらに継続して取り組むとともに、地域と連携したイノシシを近づけない環境づくりや被害防止設備などの設置支援、被害防止に対する市民への情報提供などに取り組んでまいります。

また今年度は、茨城県が新たに実証実験として取り組むICT情報通信技術を活用し、箱わなにかかったイノシシをデジタル携帯電話、スマートフォンから状況を確認し、扉を下げるなどの操作ができる技術を導入し、見回り軽減や効率よく安全に捕獲ができる事業について県と連携し、取り組んでまいります。

次に、県条例の概要と本市の連携対応についてお答えいたします。

まず、この県条例は、本年3月末から施行となっておりまして、イノシシなど野生鳥獣により被害が拡大する農林水産業の健全な発展及び県民の安全安心な生活を確保することを目的に、県の責務、市町村や県民の役割を明記するとともに、実施施策として被害の防止対策の推進、捕獲する者の確保や知識、技術向上の研修、情報通信技術の活用などが盛り込まれております。本市といたしましても、引き続き県並びに近隣市町村等と連携を密にし、情報を共有した中で、国、県の事業等の有効活用や、より効果的な対策に取り組むよう関係団体や地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら対応してまいります。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

〔3番 菊池勝美議員 質問者席へ〕

○3番(菊池勝美議員) ご答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

防災対策につきましての集中豪雨時等の対応につきまして、1点目の雨量計の設置状況でございますが、今、設置状況につきましては、市内14カ所、常陸太田5カ所、水府4カ所、里美地区が4カ所、そして金砂郷地区が1カ所のご答弁をいただいたわけでございますが、金砂郷地区の1カ所というものは南部地区でありまして、先ほども申し上げました昨年7月の被害は、金砂郷地区の北部が甚大であったと。もちろん浅川流域もそうでございますが、そういうことから被害の状況把握や、場合によっては避難勧告、避難指示等のために北部地区への雨量計の設置が必要ではないかなと考えますが、お伺いをいたします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○西野千里総務部長 金砂郷の北部地区への雨量計設置が必要ではないかというご質問にお答えをいたします。

議員のご発言にございましたように、金砂郷地区の北部には雨量計が設置されていない状況でございます。国、県等が設置をいたしております雨量計につきましては、50平方キロメートルを1カ所の雨量計でカバーするという基準に基づいて設置されておりまして、現状では県内全域を網羅しているという状況になっているということで伺っております。

金砂郷地区の北部地区につきましては、水府支所、竜神ダム、常陸大宮市の舟生橋の雨量計によりましてカバーをしているということで伺っているところでございまして、現在新たに雨量計を設置するという方針、考えはないということで伺っております。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

○3番（菊池勝美議員） 新たな設置をする予定はないということだそうですが、そういう状況は理解をいたしました。今後引き続き要望をしていただきたいと思いますということでお願いをしておきたいと思います。

それから、2点目の危険箇所等の点検状況についてでございますが、定期的に点検をされると。特に洪水のリスクが高い区間においては、河川の管理者、市、それから消防本部、そして地元の町会長さん方が巡回をされているというご答弁をいただきました。これで理解をいたします。

3点目につきましても、それぞれ各町会からの要望が出されれば、管理者に対しまして進達をされるということですので理解をしております。

4点目の昨年7月の集中豪雨についてでございますが、床上浸水、床下浸水それぞれ被害が発生いたしました。床上浸水の被害に遭われた、これは高齢者、ひとり暮らしの方なんです。ここに50年ぐらい前に嫁いで来られて、今回初めてこのような被害に遭ったということでありました。被害の数日後にお会いしたときには、これだけは記念の品だからということで、濡れた写真の天日干しをしておられました。また、その床上浸水の発生現場から約1キロ程度下流の同じ町会の方は、今回が4回目の床下浸水の被害だったということでもあります。さらに昨年は、それ以降、先ほども申し上げました9月の台風18号や10月の台風、上陸したりこの近くを通過して、それぞれ不安な日々を過ごされたわけでもあります。

これらの原因は、何度も申し上げますが河川敷の竹の繁茂、それから、上流からの流木等が引っかかって、さらにはいろんな堆積物が影響をしているというふうに思われるわけですが、ぜひともこれらの不安を解消して、そして安心して安全に生活できるよう願うものであります。これらを優先して要望されるということではいかがなものでしょうか、お伺いをいたします。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ただいまご発言の箇所につきましては、上利員町から樹木や竹木の除去、堆積土砂の撤去の要望がございまして県に進達しておりますが、床上、床下浸水の被害を受けた家屋もございしますので、再度強く要望してまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

○3番（菊池勝美議員） ありがとうございます。

ぜひ強く要望されるということを私からも要望いたしたいと思います。市管理ではございませんので、やはり河川管理者に対しまして要望ということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、有害鳥獣対策につきましての1点目、生息数及び捕獲数についてでございますが、捕獲頭数につきましては、やはり金砂地区が第1位だったんだなというふうに理解をいたしました。その中で同じ金砂地区の方なんです。二、三年前までは、都会で生活している子どもたちに新鮮なジャガイモを送ってあげようということで、随分ジャガイモを植え付けしたんですが、全部イノシシにやられてしまったと。3回ほど植えたんですが3回とも結局だめだったというこ

とで、現在は耕作放棄地になっているという、そういう状況もございます。捕獲頭数、それから生息数ということで理解をいたしました。

2点目についても理解をいたしました。

3点目の関係ですけれども、今後の被害対策、各施策等を十分実施をされていると、今後も継続してそれぞれ実施をしていただきたいということで理解をいたしました。

4点目の茨城県イノシシ等による被害防止対策に関する条例の概要、これにつきましては、内容については概要として理解をいたしました。そこで茨城県、それから市町村の役割、連携強化等々、条例の概要ではございますけれども、茨城県においてもこのような条例を制定して積極的に被害防止に取り組むという観点から、市町村や関係機関と連携を密にし、今後対応していく、そういう状況の中で、本市においても現在農政課農林振興係内での対応をされておられるわけですけれども、専門の係等を設置して対応するというお考えはないのでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 専門の係の設置はというご質問でございますが、議員のご発言の中にもございましたように、農作物や農地に対する鳥獣被害対策につきましては、現在農政課の業務として担当職員を配置し対応しております、現時点では現在の体制の中で対応してまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

○3番（菊池勝美議員） 了解をいたしました。限られた職員の方での対応というわけですから大変なのは十分承知をしております。今後検討されれば幸いかなと思ひまして、私の要望とさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。